

# 昭和薬科大学 内部質保証の方針

## 1. 内部質保証の目的

本学の理念・目的、教育目標および各種方針の実現に向けて、自らの責任において本学の教育研究活動等が適切な水準にあることを保証し、恒常的・継続的に質の向上を図る。

## 2. 内部質保証の体制

大学全体の内部質保証に責任を負う組織として、自己点検・評価委員会を設置する。自己点検・評価委員会は学長を委員長とし、毎年度、教育研究活動等の適切性、有効性を検証するため、自己点検・評価の方針を策定し、自己点検・評価活動を統括する。自己点検・評価の結果及び外部評価の検証結果は、事業計画や教育研究活動計画等に適切に反映させることによって、教育研究活動等の全学的な改善・向上を着実に推進する。

## 3. 手続き

### (1) 自己点検・評価の実施

常設委員会や常設運営委員会等の教育研究組織は、自己点検・評価委員会規程に基づき自己点検・評価を実施する。その過程では、それぞれの長所や問題点、改善課題を明らかにし、適切な目標設定を行った上で、具体的な指標及び根拠に基づいた達成度評価を行う。

### (2) 自己点検・評価の公表

自己点検・評価委員会は、常設委員会や常設運営委員会等の教育研究組織からの報告を総括整理し、自己点検・評価結果を学長及び理事会に報告するとともに、本学ホームページを通じて、広く社会に向けて公表する。

### (3) 外部評価による検証

内部質保証の適切性、有効性を客観的に検証するため、認証評価機関による認証評価を受審するとともに、必要に応じて外部有識者の点検を受ける。評価結果及び指摘事項等については、改善状況を点検し、教育研究活動等の改善・向上に結びつける。

### (4) 教職員個人における内部質保証

組織的なFD活動及びSD活動を通して、教職員それぞれが教育研究活動等の質の保証・向上の担い手であることの自覚を促す。